

商品概要説明書【かわしん～楽(エンジョイ)～キャンペーン定期預金】

平成30年6月11日現在

1. 商品名	・自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕 （愛称）かわしん～楽（エンジョイ）～キャンペーン定期預金
2. 販売対象	・個人のお客さまのみ
3. 期間	・1年 ・自動継続型（元金継続型または元利金継続型）のみのお取扱いとなります。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預入原資	・一括預入 ・1万円以上 1,000万円未満 ・1円単位 ・新たな資金でのお預入に限ります。
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・年0.020%（自動継続後は1年もの店頭表示利率） ・店頭表示利率は、原則として毎週見直しており、書替時の店頭表示利率が適用されます。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） *平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	・定期預金を総合口座の担保とすることにより当座貸越をご利用いただけます。 （未成年は除きます。） *貸越限度額は担保定期預金の合計額の90%、ただし最高限度額は350万円。 *貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。 ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。 （マル優の対象条件等は法令の定めによります。）
10. 期限前解約 時の取扱	・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率（詳しくは「 自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の期限前解約利率 」をご覧ください。）及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに払戻します。
11. 金利情報の 入手方法	・店頭表示利率は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの「 金利のご案内（円預金金利） 」をご覧ください。窓口へお問い合わせください。
12. 預金保険の 適用	・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。

<p>13. 特典</p> <p>(1)抽選実施</p> <p>(2)賞品内容</p> <p>(3)対象者</p> <p>(4)抽選権</p> <p>(5)抽選日</p> <p>(6)抽選方法</p> <p>(7)抽選発表</p> <p>(8)注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本定期預金キャンペーン終了後、抽選を実施します。 ・(A賞) 遊園地よみうりランド ワンデーパス ・(B賞) 横浜・八景島シーパラダイス アクアリゾートパス ・(C賞) かわさき宙と緑の科学館 プラネタリウム観覧券 ・抽選日時時点で本定期預金の契約がある方 ・抽選日時時点の本定期預金残高50万円につき、抽選権を1口付与します。 ・平成30年8月下旬頃を予定しております。 ・抽選日時時点で本定期預金の契約がある方 ・本定期預金をご契約いただいたお客さまの中から、当金庫が厳正なる抽選により当選者を決定させていただきます。 ・当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。 ・抽選日時時点で本定期預金を解約されている場合、抽選権は付与されません。 ・当選はお一人さま1回とさせていただきます。 ・市場情勢により商品お取扱い期間中であっても予告なく内容変更、中止にする場合があります。 ・抽選結果についてのお問い合わせはお答えできません。
<p>14. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>15. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・お取扱期間は、平成30年6月11日（月）から平成30年8月10日（金）までです。 ・金融情勢の変化等により、適用金利は予告なく変更することがあります。